

条例とまちづくり

新潟大学大学院実務法学研究科
馬場 健

自治立法権≡条例

- 自治立法権

「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」（憲法第94条）

- 自治立法権は、国家法の範囲内にある→「法律の範囲内」

条例で決められないこと

- 憲法上の制約

- ・ 罪刑法定主義（第31条）
- ・ 財産権の保障（第29条第2項）
- ・ 租税法律主義（第84条）
- ・ 公共の福祉と基本的人権（第13条）

- 法令の範囲内（地方自治法第14条）

- ・ 法律
- ・ 政令・省令等

条例と法令との関係

- 国の法令の空白状態

→地方自治体の事務の範囲内で条例制定可能
「まちづくり基本条例」はこれに当たる

- 国の法令が規制している対象と同一の対象について規制する場合

→目的が異なる場合、法令の規制がないのと同様→地方自治体の事務の範囲で条例制定可能

- 法令と目的が同一で、規制対象が違う

→いわゆる「横出し条例」

- 法令が一定の基準を設けて規制している場合に、同一の対象について同一の目的から、その基準を上回る規制をする場合

→いわゆる「上乗せ条例」

条例の及ぶ範囲

- 地域

- ・ 条例を定めた地方自治体の区域

- 人

- ・ 区域内にあるすべての人

住民だけではなく、その区域の一時的な滞在者にも適用される

条例間に優劣はない

まちづくり条例の構造

・ 理念

- まちづくりとは

地域の公共的課題を解決すること、その営為全般

- まちづくりの主体

行政の専売特許→住民、行政、議会の協働による

- まちづくりのためのルール作り

・ 構成要素

- 大前提は、ルール作り

- まちのあるべき姿

- 住民の役割

- 行政の役割

- 議会の役割

- 住民と行政との関係

・ まちのあるべき姿

- 上越市

第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。
- (2) 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。
- (3) 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。
- (4) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。
- (5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。
- (6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。

・住民の役割

●宝塚市

(市民の権利と責務)

第6条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない

●柏崎市

(まちづくりの主体)

第5条 市民は、まちづくりの主体であり、自主的にまちづくりに参加し、その推進に努めるものとする。

●高知市

第3章 市民等の役割

(市民の役割)

第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりについての理解を深めるとともに、まちづくりへの参加に努めるものとする。

(NPOの役割)

第9条 NPOは、市民のまちづくりの発意を尊重し、その主体的な活動を支援育てるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、地域社会の一員として、まちづくりについて理解、協力するよう努めるものとする。

・行政の役割

●三鷹市

第4章 執行機関

(市長の責務)

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(執行機関の連携及び協力)

第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

・ 議会の役割

●三鷹市

第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

(市議会の立法活動、調査活動等)

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

●新発田市

なし

●宝塚市

なし

●高知市

なし

・ 住民と行政との関係

●柏崎市

第3章 参加と協働

(参加する権利)

第7条 市民は、だれでも自由に、お互いに平等な立場で、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

(協働の仕組み)

第8条 市民と市は、お互いの役割と責任の下に、良きパートナーとして連携してまちづくりに取り組むものとする。

第4章 情報の共有

(情報共有の原則)

第9条 市民と市は、まちづくりの基本原則を実現するために必要な情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するために必要な市の保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。

(情報の提供)

第10条 市は、別に条例で定めるところにより、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供できるよう努めなければならない。

2 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう整理し、保存しなければならない。

●ニセコ町

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

まとめ